

令和5年度 千葉市ドローン活用推進事業（行政課題型） 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨・目的

本実施要領は、本市が千葉市ドローン関連事業実施要綱第2条第1項第4号に定める千葉市ドローン活用推進事業（行政課題型）の実施に関し、事業者を選定するために必要な事項を定める。

2 公募概要

- (1) 公募内容 テーマは下記のとおりです。別紙「提案事業概要書」を参照し、提案してください。
テーマ：ドローンを活用した産業廃棄物の不適正保管現場の測量
※採択後に所管部署等との協議により具体的な仕様等を決定します。
- (2) 業務期間 委託契約締結の日から、原則として令和6年2月末日まで
- (3) 業務費 原則として1,000,000円以内（税込）
- (4) 支払条件 受託者は業務完了の報告及び千葉市による検査完了後、委託料の支払いを請求できることとします。千葉市は支払請求を受けた日から30日以内に支払います。（業務完了後、一括払い）

3 応募資格

- (1) 公募に参加できる者は、次の全ての要件を満たす者としてします。なお、応募資格を有する複数の者の連名による申請も可能とします。
 - ① 企業、NPO法人、これら以外の法人（一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、事業協同組合等。以下「事業者等」という。）
 - ② 提案する業務が法令等の規定により官公署の免許、許可、承認、認可又は指定を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、承認、認可又は指定を受けている、若しくは業務実施までに確実に受けること。
 - ③ 業務の実施にあたり、本市との打合せなどに適切・迅速に対応できる事業者等であること。
 - ④ 業務を的確に実施できる体制・設備等を有していること。
 - ⑤ 実施する業務内容に合わせ、十分な対人賠償及び対物賠償を補償する第三者賠償責任保険に加入すること。
 - ⑥ 市等が主催するイベント・セミナー等でのデモ操縦・事例発表等による普及啓発等に協力をする事。
- (2) 次のいずれかに該当する事業者等は、前項の規定にかかわらず、公募に参加する資格を有しません。
 - ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
 - ② 国及び各自治体の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者
 - ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
 - ④ 事業者等に対する委託費の支給事由と同一理由により支給要件を満たすこととなる国・都道府県・市町村の各種助成金・補助金の支給を受けている又は受けようとしている者
 - ⑤ 法人税（個人にあっては所得税）並びに消費税及び地方消費税を滞納している者
 - ⑥ 事業所が所在する都道府県の都道府県税を滞納している者
 - ⑦ 事業所が所在する市町村民税又は特別区民税を滞納している者
 - ⑧ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者
 - ⑨ 暴力団又は暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある者

4 企画提案の手続き等

(1) スケジュール

実施要領の配布、企画提案書等の受付	令和5年 8月31日(木) から
質問書の受付	令和5年 9月 8日(金) 午後5時まで
質問書の回答	令和5年 9月14日(木) (予定)
企画提案書等の受付	令和5年 9月25日(月) 午後5時まで
プレゼンテーション審査	令和5年10月 4日(水) (予定)
審査結果通知	令和5年10月中旬(予定)
契約締結	※契約締結は、仕様書の作成などの作業完了後とします。

(2) 質問書の提出について

本実施要領の内容について不明な点がある場合は、下記の条件で質問を受付けます。

- ①受付期間 令和5年 9月 8日(金) 午後5時まで
- ②質問方法 下記電子メールアドレス宛てに質問書(様式第1号)を提出してください。なお、電話・口頭・FAX等での質問は一切受け付けません。
電子メールアドレス：tokku.POF@city.chiba.lg.jp
- ③回 答 質問に対する回答は令和5年 9月14日(木)までに千葉市ホームページに掲載する予定です。なお、質問の内容により、事業者選定の公平性を保てない場合には、回答しないことがあります。

(3) 企画提案書等の提出について

下記「提出書類」を提出してください。なお、様式第4号～第8号及び企画提案書(任意書式)の副本については、企画提案参加申込者が判明・特定できる表現(社名やロゴ等)を一切使用しないでください。

- ①提出書類 ア 様式第2号 企画提案参加申込書(正本1部)
 - イ 様式第3号 誓約書(正本1部)
 - ウ 様式第4号 会社概要書及び業務実績調書(7部：正本1部、副本6部)
※会社概要書については様式第5号の内容が記載されている会社案内パンフレットの添付も可。副本に関しては記載不要です。
※業務実績調書については過去5年間におけるドローンを活用した測量業務(実施中、受託中のものを含む)を記載してください。
 - エ 様式第5号 業務経費見積書(7部：正本1部、副本6部)
※見積書の項目(内訳)をできるだけ詳細に分類して記載してください。
 - オ 様式第6号 企画提案概要書(7部：正本1部、副本6部)
※本業務の実施体制図及び工程表を添付してください。
 - カ 様式第7号 使用する機体の性能等(7部：正本1部、副本6部)
 - キ 様式第8号 操縦者等一覧表及び確認書(7部：正本1部、副本6部)
 - ク 任意書式 企画提案書(7部：正本1部、副本6部)
 - ケ 参加資格確認書類(各1部提出のこと)
※千葉市入札参加資格者名簿に登録されている者は登記事項証明書及び印鑑証明書のみ提出してください。
※発行日は、個人事業主が提出する開業届の写しを除き、すべて申請日から3か月以内のものとしてください。
- (ア) 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)の原本

※個人事業主は、国又は県に提出した開業届の写し

(イ) 印鑑証明書（代表者印）の原本

(ウ) 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）の原本

※個人事業主は、所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の2）の原本

(エ) 事業所所在地の都道府県税に未納がないことの証明書の原本

(オ) 事業所所在地の市町村民税又は特別区民税に未納がないことの証明書の原本

②提出方法 持参又は郵送

③提出期限 令和5年 9月25日（月）午後5時まで（必着）

※持参の場合は、土、日及び休日を除く午前9時から午後5時まで受付

※郵送の場合は、締切日に必着のこと。

④提出場所 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所新庁舎高層棟6階

千葉市総合政策局未来都市戦略部国家戦略特区推進課

⑤その他 企画提案書等の提出後、辞退する場合は、参加辞退届出書（任意書式）を

持参又は郵送にて提出してください。なお、参加辞退届出書には以下必須項目を記載してください。

必須項目：日付、商号又は名称、代表者氏名（代表者印を押印すること）、辞退理由

5 事業者選定

(1) 選定方法

応募のあった提案業務は、プレゼンテーション審査を実施し、千葉市が設置する選定委員会の審査員が（3）「審査基準」に基づき、総合的に評価し、合計点数が最も高い1者を選定します。なお、応募多数の場合は書類審査を実施する場合があります。その場合、プレゼンテーション審査は書類審査の通過者のみに対して行います。応募が1件のみであった場合は、書面審査のみとする場合があります。

書類審査の実施及び結果は、合否を問わず、国家戦略特区推進課から応募事業者に通知します。ただし、合計点数が、委員会が定める基準点を下回った場合は、事業者を選定せず、再度、選定を行う場合があります。また、最多得点の提案が複数あった場合は、審査員の合議により選定します。

(2) プレゼンテーション審査について

○日時 令和5年10月4日（水）（予定） ※日程の詳細は追って個別にお知らせします。

○場所 千葉市役所新庁舎

○注意事項

・プレゼンテーションは、提出した企画提案書のみを使用し、未提出の資料を使用することはできません。

・各事業者のプレゼンテーション時間は、15分以内とします。（質疑応答を除く）

・プレゼンテーションには、紙資料の他、プロジェクターを使用することができます。

（プロジェクターを使用する場合は、事業者にてPC本体を用意してください。）

(3) 審査基準

次の基準により審査を実施します。

評価項目		評価の着目点	配点基準
基本方針		本市の示す事業趣旨、目的と合致するか。また業務に関する理解・知識が十分にあるか。	10
実施能力	実施能力	本事業に類する業務実績、成果を有しているか。	10
	実施体制	実施体制は組織化され、整備されているか。また、適切な人員が配置されているか。	10
	工程管理	工程表は事業の確実な実施が見込めるものとなっているか。	10
業務内容	先進性	業務内容は、先進性に優れているか。また、産業廃棄物の一部に草木等が覆っていても正確に対象を測量できるなど、新技術を活用した実証実験等が検討されているか。	15
	具体性	実施の手順や方法が具体的に示されており、今後、発注者が本業務の委託発注又は内製化を検討するうえで、理解しやすいものになっているか。また、市内において実施可能な内容であるか。	15
	効率性	ドローン使用によるコスト低減や作業期間の短縮が期待できるか。	15
	汎用性	本業務終了後も、市内において、同類の業務が継続的に実施される見込みがあるか。	15

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

- ① 「3 応募資格」に該当しない場合
- ② 定められた期間内に企画提案書等を提出していない場合
- ③ 要領に違反又は著しく逸脱した場合
- ④ 選定委員等に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ⑤ 企画提案書類に虚偽の記載を行った場合
- ⑥ その他選定結果に影響を及ぼす恐れがある不正行為を行った場合

(5) その他

必要に応じて、事業者に対し、個別に内容の確認や書類の提出、ヒアリング等を行う場合があります。

(6) 採択の取消

提出した書類に虚偽の内容が記載されていたことが発覚した場合は採択を取り消す場合があります。

6 審査結果の通知

- (1) 通知日 令和5年10月中旬（予定）
- (2) 通知方法 企画提案参加申込者全員へ電子メールで結果を通知し、採択者のみ千葉市ホームページで公表します。（会社名及び業務名）
なお、審査内容に関する質問や審査結果に関する異議の申し立ては受け付けません。

7 契約

- (1) 上記により選定された者を、業務の委託契約予定者とします。
- (2) 契約に関する事務は、国家戦略特区推進課で行い、業務の監督・管理は、当該業務の所管課で行います。
- (3) 契約に当たっては、選定された企画提案内容をもとに、委託業務の細部について千葉市と協議を行ってください。
なお、協議の結果、委託業務の一部が変更となる場合があります。

(4) 前項の協議が整わず、業務実施の見込みが立たない場合は、契約締結しないことがあります。

(5) 留意事項

① 契約にあたっては、契約書を 2 通作成し、各 1 通を保有することとします。

② 業務の一部について、第三者に委託する際は、事前に千葉市に必要な事項を通知してください。

(6) 守秘義務

本業務を遂行する上で知り得た情報については、千葉市の承認を得ることなく第三者に漏らしてはなりません。

8 その他

(1) 企画提案書等書類の作成・提出、現地視察及びプレゼンテーションに要する費用は、全て企画提案参加申込者の負担とします。

(2) 提出された企画提案書等については、選定結果に関わらず返却しません。

(3) 企画提案書等は、千葉市情報公開条例（平成 12 年市条例第 52 号）の規定に基づき開示請求されたときは、開示の対象とします。（公にすることにより、企画提案参加申込者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除く。）ただし、選定期間中は、同条例第 7 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、開示の対象としません。

(4) 企画提案書の著作権は、当該企画を提案した企画提案参加申込者に帰属しますが、千葉市は事業者の選定の公表等必要な場合においては、企画提案書の内容を無償で使用できるものとします。

(5) 業務遂行上発生した問題等については、千葉市と受託者の協議のうえ、対応を決定することとします。